

広島県告示第三百七十三号

広島県証紙条例（昭和三十九年広島県条例第二十八号）第五条第一項の規定によって、次のものを証紙売りさばき機関に指定した。

平成二十年四月三日

広島県知事 藤 田 雄 山

芸北地域事務所	名 称	主たる事務所の 所 在 地	売 り さ ば き 所	売 り さ ば き を す る 証 紙 の 種 類
目一二番一号	広島市安佐北区可部四丁	目一二番一号	広島市安佐北区可部四丁	広島県収入証紙